

2011年(平成23年)

10月19日号 №229 こちら

年7回(4・6・8・10・12・1・2月)発行

発行 市川市消防局

〒272-0021 市川市八幡1丁目8番1号  
TEL 047-333-2111㈹ FAX 047-333-8181

ホームページ <http://www.city.ichikawa.lg.jp/>

11月9日

消防隊とふれあい  
（333）3636

火災・地震・気象など各種情報をお伝えします

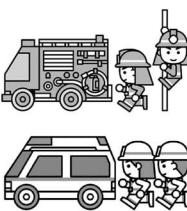
火災・救急件数(9月末日現在)

◆火災 86件【前年比 -24件】

◆救急 15,277件【前年比 +821件】

あわてず落ち着き  
正確に!  
通報は

11月9日は119番の日です。消防庁では、消防に対する正しい理解と認識をさらに深めることを目的として、昭和62年から11月9日は「119番の日」とされています。



みなさんには今までに119番通報をしたことがありますか?普段、私はあわてないで通報できるから丈夫!」と思っていても、実際に自分の前で火事が起きたときも、家が消防活動や救急・救助活動です。消防局では通報を受ける

11月9日は  
「119番の日」  
適切な119番通報に  
ご協力を!

と、直ちに最寄りの消防署所から消防車や救急車を出動させますが、通報者が住所等を正しく伝えることができないと消防車や救急車を出動させるのが遅れてしまつて、助かるはずの命が助からなかつたり、被害を拡大させてしまうことがあります。また、近年では携帯電話からの通報が増加しています。携帯電話からの通報は、通報者が今いる場所がわからぬ場合や携帯の電波が弱くて内容途切れてしまうことがあります。電話内容につながります。場所の特定が聞き取れなかつたり、通話が途切れてしまうことがあります。災害発生場所を特定するのにかかる時間はかかるかもしれません。

## 119番通報5つのポイント ~迅速・的確な消防活動のために~

### 1. 火事・救急の別

「火事です」または「救急です」とはっきり言いましょう。

### 2. 場所

住所は正確に詳しく、目標となる建物や公園、交差点名などを伝えましょう。最近では、清涼飲料やたばこの自動販売機の住所表示ステッカーでも確認することができます。

### 3. 火災・事故等の状況

「〇階建てのビルの△階が火事です」など、何が(だれが)どうしたかを正確にわかりやすく言いましょう。

### 4. 通報者の氏名・連絡先

「私の名前は、〇〇〇〇です。電話番号は、△△△△△△△△です。」と必ず伝えてください。(特に携帯電話からの通報の場合は、その旨を伝える)

### 5. 携帯電話による通報の場合

通報後しばらくの間は、現場近くの安全な場所にいましょう。(聞き取りづらい等で再確認する場合があるため)また、車など運転をしながらの通報は、危険ですので、絶対にやめましょう。

※救急隊が現場に到着するまでの間、状況を詳しくお尋ねすることがありますので情報提供にご協力をお願いいたします。



## 住宅用火災警報器の設置は 義務ですか?

市川市では平成20年6月1日から、すべての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられました。

そこで、設置の促進を図る機会として、毎年2回、5月下旬と11月下旬に電話及び個別訪問による普及率アンケート調査を実施しております。

前回、消防局が調査をした結果に基づき、総務省消防庁がまとめた今年6月時点の本市の普及率は60.3%、全国の普及率は71.1%でした。

消防局では、設置率100%を目指し、今後も75歳以上の方がお住まいの世帯に何う「住宅防火訪問」をはじめ、各種広報活動を通して、市民のみなさんへ火災の早期発見に効果的な住宅用火災警報器の設置をお願いしてまいります。なお、65歳以上の市民税非課税世帯には警報器等給付事業を行っています。

また、次回の普及率アンケート調査は11月下旬に行いますので、ご協力をお願いします。



### 問い合わせ

- ・住宅用火災警報器について  
消防局予防課  
TEL 333-2116
- ・警報器等給付事業について  
地域福祉支援課  
TEL 334-1152

※住宅用火災警報器は、寝室・寝室のある階の階段・台所に設置が必要です。



消防団員  
運転技術確認

9月11日(日)に消防訓練場において、消防団員の基礎的な運転技術や送水要領などを習得することを目的とした運転技術確認を実施しました。また、震災時などの水利が限界された状況を想定した送水や中継隊形など

実践的な訓練を展開し、訓練を終了後には、各隊の活動を検証し、安全管理の向上に努めました。

消防活動を終了後には、各隊の活動を検証し、訓練を終了後には、各隊の活動を

# 秋の火災予防運動

**が始まります**

【消したはず  
決めつけないで もう一度】

11月9日  
～15日

これからの季節少しずつ寒さが増し、また空気が乾燥して火災が発生しやすい時期を過ぎます。

悲惨な火災の発生を防止するため、11月9日（水）から11月15日（火）の間、全国一斉に秋の火災予防運動が実施されます。

平成22年、市川市では49件、全国では46,620件の火災が発生し、前年と比較すると市川市は26件の増加、全国では4,519件減少しました。出火原因については、毎年放火・放火の疑い、「たばこ」、「ソロ一口」が上位を占めています。また近年住宅火災でおじいちゃんの方が急増し、65歳以上の高齢者の被害が半数以上となっています。これは高齢化社会の進展を反映しているものと思われます。

火災は一人ひとりの心がけで防ぐことができます。火災から尊い命、大切な財産を守るために、火災予防に対する意識を高め、火災を未然に防止しましょう。

また、住宅用火災警報器をまだ設置していない住民は早期に設置して下さい。

## 暖房器具の点検を！



## 火災予防絵画展開催

市内の小学生が描く防火ボスター



### 【場所】

市川市生涯学習センター（スマイルアベニュー）

### 【問い合わせ】

市川市生涯学習センター  
333-2116

これから季節、ストーブなど暖房器具を使用する機会が多くなってきます。市川市では昨年ストーブが原因となる火災が6件発生しています。

そこでストーブの使用にあたり、ストーブの使用にあたって次のことについて注意しましょう。まことに、カーテンなどがストーブに接触しないよう疎かで使用する。また、古くなった電化製品を使用したり、タコ足配線等により、電気配線に負荷をかけすぎたりすることによって部品が劣化し、それが原因で火災に至るケースが多くなっています。

○就寝時や外出時には、火が完全に消えていることを確認する。

○電気器具のコードを部屋の外へ引いて、正常に燃焼していることを確認する。

○火災予防を一生懸命に描いた力作ばかりです。作品を応募してくれたみなさん、ありがとうございました。

平成23年度最優秀賞作品  
(2作品)



# 秋の火災予防運動

【消したはず  
決めつけないで もう一度】

11月9日  
～15日

## 住宅防火 いのちを守る7つのポイント

### 3つの習慣

- 寝たばこは、絶対しない。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

### 4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災用品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置しておく。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所との協力体制をつくる。



この訓練は、危険物施設において発生する災害を想定し、防災関係機関が主体となって発災対応型訓練を実施することにより、災害応急対策の整備・運用の充実を図るとともに相互の応援体制の充実化を図ることの目的で、毎年6月第1週末にかけて実施されています。この訓練は、危険物施設において発生する初期消火活動、消防隊や消防艇から出火箇所への放水訓練等、消防と事業所が相互に連携を取り、実戦ながらの訓練となりました。



## 石油コンビナート等 防災訓練

9月14日（水）に東洋合成工業株高浜油槽所において、平成23年度京葉臨海北部地区石油コンビナート等防災訓練が行われました。

この訓練は、危険物施設において発生する災害を想定し、防災関係機関が主体となって発災対応型訓練を実施することにより、災害応急対策の整備・運用の充実を図るとともに相互の応援体制の充実化を図ることの目的で、毎年6月第1週末にかけて実施されています。この訓練は、危険物施設において発生する初期消火活動、消防隊や消防艇から出火箇所への放水訓練等、消防と事業所が相互に連携を取り、実戦ながらの訓練となりました。

消防局では、近い将来に起るるとしている大地震や複雑多様化する災害に備え、日々訓練を行っています。更新される技術・知識の向上を図り、これからも市民のみなさまの安全・安心を守っています。